

賦課期日において日本国内に在住していなかったため市町村民税所得割額が課されていない場合の収入基準について

親権者全員が、賦課期日に日本国内に在住していなかったため市町村民税所得割を課されていない場合は、親権者全員の海外での収入を証明できる書類（※政府機関、企業の発行する公的な書類）で確認してください。

また、親権者の1人が賦課期日に日本国内に在住していなかったため市町村民税所得割額を課されていない場合は、海外での収入を証明できる書類を確認し、日本にいる親権者の収入との合算で判断してください。

なお、年収額の判断基準は家族構成により異なることから、以下の表により年収の目安として判断することも可能であるが、都道府県で独自方法により市町村民税所得割額相当額（102,300円未満）を算定して判断することも可能です。

<市町村民税所得割額見込102,300円程度世帯の目安>

世帯構成		年収見込み
3人世帯	両親（共働き）、小中学生1人	4,000,000円程度
	両親（父母のどちらか一方が働き）、小中学生1人	4,552,000円程度
	父または母、小中学生1人、小中学生以下1人	4,000,000円程度
	父または母、小中学生1人、高校生（16歳以上）1人	4,552,000円程度
4人世帯	両親（共働き）、小中学生1人、小中学生以下1人	4,000,000円程度
	両親（共働き）、小中学生1人、高校生（16歳以上）1人	4,552,000円程度
	両親（父母のどちらか一方が働き）、小中学生1人、小中学生以下1人	4,552,000円程度
	両親（父母のどちらか一方が働き）、小中学生1人、高校生（16歳以上）1人	5,095,900円程度
	父または母、小中学生1人、小中学生以下2人	4,000,000円程度
	父または母、小中学生1人、小中学生以下1人、高校生（16歳以上）1人	4,552,000円程度
5人世帯	両親（共働き）、小中学生1人、小中学生以下2人	4,000,000円程度
	両親（共働き）、小中学生1人、小中学生以下1人、高校生（16歳以上）1人	4,552,000円程度
	両親（父母のどちらか一方が働き）、小中学生1人、小中学生以下2人	4,552,000円程度
	両親（父母のどちらか一方が働き）、小中学生1人、小中学生以下1人、高校生（16歳以上）1人	5,095,900円程度
	両親（父母のどちらか一方が働き）、小中学生1人、高校生（16歳以上）2人	5,600,000円程度